



第100回  
定時株主総会

# 招集ご通知

**開催日時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時

**開催場所** 名古屋市港区入船一丁目7番40号  
当社 本社2階 アミティホール

- 議案** <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役6名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件
  - 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- <株主提案（第6号議案）>
- 第6号議案 剰余金の処分の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/9359/>



証券コード 9359  
2023年6月7日

株 主 各 位

名古屋市港区入船一丁目7番40号

**伊勢湾海運株式会社**

代表取締役社長 高 見 昌 伸

## 第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイト「第100回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.isewan.co.jp/ir/meeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/9359/teiji/>

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市港区入船一丁目7番40号  
当社 本社2階 アミティホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第100期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第100期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

### <会社提案 (第1号議案から第5号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

### <株主提案 (第6号議案)>

- 第6号議案 剰余金の処分の件

## 4. 招集にあたっての決定事項

1. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット及び書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
3. 各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び定款第15条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

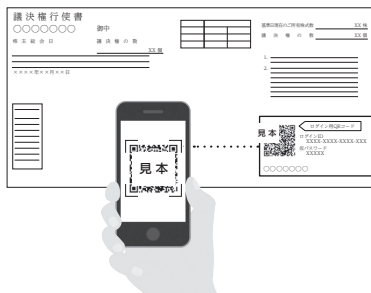


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の株主の皆様に対する配当は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、過去最高となった当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第100期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき21円

その内訳	普通配当	11円
	特別配当	10円

配当総額 544,400,283円

なお、中間配当金として1株につき金11円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金32円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

2023年4月より委任型執行役員制度を導入したことに伴い、現行定款第20条につきまして取締役の員数を18名から9名に減少させるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第20条 当会社に、取締役 <u>18名</u> 以内を置く。	第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第20条 当会社に、取締役 <u>9名</u> 以内を置く。

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名	候 補 者 属 性	現在の当社における地位
1	たか み まさ のぶ 高見 昌伸	再任	代表取締役社長 社長執行役員
2	もり みつ お 森 光男	再任	代表取締役 副社長執行役員
3	たか はし あき ひこ 高橋 昭彦	再任	代表取締役 副社長執行役員
4	まつ なみ ゆう じ 松波 雄治	再任	取締役 専務執行役員
5	かん の こう いち 菅野 孝一	再任 <input type="text" value="社外"/>	取締役
6	ま せ ひろし 間瀬 宏	<input type="text" value="新任"/> <input type="text" value="社外"/>	

再任 再任取締役候補者  新任取締役候補者  社外取締役候補者



候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p>たかみまさのぶ 高見昌伸 (1951年11月9日)</p>	<p>1974年4月 当社入社 1999年4月 当社大阪支店支店長代理(部長) 2007年4月 当社執行役員輸入事業部長、中国担当 2011年4月 当社常務執行役員 2015年6月 当社常務取締役 2017年4月 当社専務取締役 2019年4月 当社代表取締役専務 2021年4月 当社代表取締役社長 2023年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 伊勢湾(上海)国際貨運代理有限公司 董事長</p>	58,555株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 高見昌伸氏は、中国を中心とした海外部門における幅広い見識と実績を有し、特に2019年に当社代表取締役に就任して以来、企業価値向上を目指し当社グループの発展に貢献してきた豊富な実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としました。</p>			
2	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p>もりみつお 森光男 (1954年7月10日)</p>	<p>1977年4月 当社入社 2005年4月 当社部長 2010年4月 当社執行役員欧州担当 2012年4月 当社常務執行役員 2014年6月 当社常務取締役 2017年4月 当社専務取締役 2021年6月 当社代表取締役専務 2023年4月 当社代表取締役 副社長執行役員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ISEWAN EUROPE GmbH 取締役社長 台灣伊勢湾股份有限公司 董事長</p>	75,694株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 森光男氏は、港運事業部及び欧州を中心とした海外部門における豊富な経験と実績を有し、特に2021年に当社代表取締役に就任して以来、企業価値向上を目指し当社グループの発展に貢献してきた豊富な実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p>たか はし あき ひこ 高橋 昭彦 (1960年2月4日)</p>	1983年4月 当社入社 2006年4月 当社総務部長 2010年4月 当社執行役員総務部長 2015年4月 当社常務執行役員 2018年6月 当社常務取締役 2020年4月 当社専務取締役 2021年6月 当社代表取締役専務 2023年4月 当社代表取締役 副社長執行役員(現任)	63,683株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            高橋昭彦氏は、総務部及び内部統制室における豊富な経験と実績を有し、特に2021年に当社代表取締役就任以来、企業価値向上を目指し当社グループの発展に貢献してきた豊富な実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としました。</p>			
4	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p>まつ なみ ゆう じ 松波 雄治 (1955年9月8日)</p>	1978年4月 当社入社 2006年4月 当社輸入事業部長 2010年4月 当社執行役員国際事業部長 2012年4月 当社常務執行役員 2019年6月 当社常務取締役 2022年4月 当社専務取締役 2023年4月 当社取締役 専務執行役員(現任)	39,241株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            松波雄治氏は、国際事業部及び航空・海外部門における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	再任 社外 菅野孝一 (1959年2月26日)	1983年4月 運輸省入省 〔現 国土交通省〕 1997年5月 北海道運輸局企画部長 2004年7月 中部運輸局企画振興部長 2013年6月 海上保安庁第五管区海上保安本部長 2018年6月 公共財団法人交通遺児等育成基金専務理事(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	3,477株
【選任理由及び期待される役割の概要】 菅野孝一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は運輸行政において主に企画・政策に携わり、経歴を通じて培った物流における豊富な知見と経験を有しており、引き続き当該知見を活かして特に物流政策における継続的な推進において、専門的な観点から取締役の職務執行の監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			
6	新任 社外 間瀬宏 (1943年8月20日)	1967年4月 株式会社井高入社 1995年6月 同社取締役 2006年6月 同社常務取締役 営業本部長 2014年6月 同社専務取締役 営業本部長(現任)	0株
【選任理由及び期待される役割の概要】 間瀬宏氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者及び営業としての豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に対して、専門的な観点から取締役の職務執行の監督、助言等をいただくことを期待したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 菅野孝一、間瀬宏の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 菅野孝一氏は、現在、当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、菅野孝一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、菅野孝一氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、間瀬宏氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、菅野孝一氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、間瀬宏氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、中野正芳氏が辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者上嶋守氏は、監査役中野正芳氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> 上嶋 守 <small>かみ しま まもる</small> (1958年4月28日)	1977年4月 名古屋税関入関 2011年7月 名古屋税関総務部人事課長 2017年7月 名古屋税関西部出張所長 2018年10月 当社入社 AEO管理室長(現任)	10,000株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 上嶋守氏は、総務・人事部門、AEO管理室の経歴を通じ、通関及び管理における豊富な経験と実績を有しており、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者となりました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役及び監査役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	区分	独立性	企業 経営	営業	国際性	人事・ 労務	財務・ 会計	ガバナ ンス・ コンプラ イアンス	業界 知見	法務
取 締 役	高見昌伸	社内		●	●	●			●	●	
	森光男			●	●	●					
	高橋昭彦			●			●	●	●		
	松波雄治			●	●	●					
	菅野孝一	社外	●						●	●	
	間瀬宏		●	●	●						
監 査 役	上嶋守	社内					●			●	
	水野聡	社外	●								●
	中村誠一		●					●			

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、有する全ての知見を表すものではありません。

## 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において、年額8億円以内（うち社外取締役分2千万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、委任型執行役員制度の導入に伴う取締役員数の減少に伴い、年額5億円以内（うち社外取締役分4千万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

なお、委任型執行役員制度の導入前の取締役の員数は、17名（うち社外取締役2名）でありましたが、導入後の現在の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

## <株主提案（第6号議案）>

第6号議案は株主様1名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。提案の内容及び提案の理由は、提案株主から受領した内容を転記する方法で記載しております。

## 第6号議案 剰余金の処分の件

### 1. 提案の内容

2023年度期末配当を30円に増配する件

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき金30円とします。

なお、この場合の配当総額は777,714,690円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日とします。

### 2. 提案の理由

御社の努力により年度末一株益は145円と予想され、昨年に比し55円の増益になります。

従い、一般株主にも応分の利益還元を、期待するものであります。

即ち3月期末配当を30円に増配して頂きたい。

<第6号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

<反対の理由>

当社の株主の皆様に対する配当は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当社の株主還元につきましては、この基本方針に基づき、業績に左右されない株主還元の維持を目指して直近5年間と今後予想2年間を加えた7年間の平均配当性向とし、その指数については30%を目安として、総合的に勘案して決定することとしております。「長期にわたる安定的な配当の継続」を当社の重要な利益還元方針とし、これまで20年以上、前年に比して普通配当の金額を下げることはありませんでした。2021年3月期の業績の親会社株主に帰属する当期純利益は約8億円であり、前年度の約16億円に比して大幅に減少しましたが、普通配当金の減配は行わず、前年と同額を維持させていただきました。

当社の配当は基本的には普通配当を原則としておりますが、2023年3月期の業績が過去最高となったことから、本株主総会において、剰余金の処分議案として普通配当1株当たり11円に特別配当1株当たり10円を加えて、期末配当1株当たり合計21円で提案させていただきます。この提案が本株主総会で承認可決されると中間配当金1株当たり11円とあわせて、年間配当は1株当たり32円となります。

また、港湾運送事業は経済動向・設備投資需要・市場環境により収益力が大きく影響を受けやすい事業であります。港を拠点とし公共性を有している物流会社としての責務を果たし経営の堅実性を確保することも重要と捉えております。短期的な視点ではなく将来の安定成長のために、倉庫の新設・現行施設の老朽化による修繕などを始めとした大規模な設備投資や人材投資等が必要であります。そのためには内部留保の確保も図りながら、中長期的な企業価値の向上を実現することが株主の皆様への長期的な還元につながることを認識しており、今後も株主をはじめステークホルダーの皆様への期待に応えてまいりたいと考えております。

一方、本株主提案は当社グループの目指す「長期にわたる安定的な配当の継続」の利益還元方針とは相反する短期的な視点に立脚したものであると捉えざるを得ず、結果として中長期的な企業価値の向上につながる判断をいたしません。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以 上



# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和され、ウィズコロナの下で緩やかな持ち直しの動きがみられました。しかし、ウクライナ情勢の長期化等による原材料価格の上昇や世界的な金融引き締め等の影響による海外景気の下振れ懸念が存在するなど、依然として不透明な状況が続きました。

名古屋港における物流業界の輸出入貨物におきましては、前年度同期に比して減少傾向となりました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、コスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、企業体質の強化を図ってまいりました。積極的な営業活動としては北陸方面の営業力強化の一環として石川事務所の設立、海外拠点の営業強化サポート、荷役機械への積極的な投資などによる営業拡充及び作業効率の強化を行いました。また、人材面では多様化する価値観、社会構造の変化への対応として、専門知識や経験を有する人材の中途採用も積極的に推し進めました。こうした取り組みにより、ボトムアップ型の営業提案をはじめとした挑戦を営業・現業・管理が三位一体となり取り組み、お客様のニーズに応えた物流サービスを提供できるように努めてまいりました。

こうした取り組みのなか、当社グループにおきましては、電気自動車への移行を見据えた設備投資需要に牽引され、金属加工機や自動車関連貨物を主軸に取扱貨物量が増加しました。また、加えて海上運賃が上半期に高い水準で推移し、かつ海上運送の取扱貨物量も増えたこと等により、当連結会計年度の売上高は699億9千4百万円（前連結会計年度比34.4%増）となりました。

作業種別の内訳は次のとおりであります。

船内荷役料71億7百万円（前連結会計年度比6.8%減）、はしけ運送料5千2百万円（同22.4%減）、沿岸荷役料88億2千4百万円（同17.6%増）、倉庫料30億1千6百万円（同7.7%増）、海上運送料237億3千3百万円（同86.3%増）、陸上運送料69億5千6百万円（同5.7%増）、附帯作業料201億7千8百万円（同38.0%増）、手数料1億2千5百万円（同3.8%減）であります。

利益面におきましては、増収による影響により、営業利益は58億5千5百万円（前連結会計年度比92.6%増）、経常利益は65億9千6百万円（同82.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は42億4千1百万円（同90.0%増）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は5億3百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ・ 荷役及び輸送機器

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 97 期 (2020年3月期)	第 98 期 (2021年3月期)	第 99 期 (2022年3月期)	第 100 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高(百万円)	47,502	41,759	52,074	69,994
経 常 利 益(百万円)	2,803	1,301	3,614	6,596
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,613	826	2,232	4,241
1 株当たり当期純利益 (円)	65.05	33.34	89.99	171.00
総 資 産(百万円)	44,778	44,859	49,137	54,746
純 資 産(百万円)	34,213	34,984	37,113	41,443
1 株当たり純資産額 (円)	1,333.58	1,366.22	1,448.13	1,611.81

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第99期の期首から適用しており、第99期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社コクサイ物流	50,000 <sup>千円</sup>	38.0% [46.0%]	物流事業
ISEWAN EUROPE GmbH	1,750 <sup>千EUR</sup>	100%	物流事業
ISEWAN U.S.A. INC.	1,000 <sup>千USD</sup>	100%	物流事業
伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司	1,500 <sup>千USD</sup>	100%	物流事業
ISEWAN (H.K.) LIMITED	1,500 <sup>千HKD</sup>	100%	物流事業
ISEWAN (THAILAND) CO., LTD.	255,000 <sup>千THB</sup>	49.0% [51.0%]	物流事業
P.T. ISEWAN INDONESIA	23,000 <sup>千USD</sup>	100%	物流事業
伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司	2,000 <sup>千USD</sup>	100%	物流事業
ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V.	186,000 <sup>千MXN</sup>	100% (0.5%)	物流事業
台湾伊勢湾股份有限公司	25,000 <sup>千TWD</sup>	100%	物流事業
P.T. IS JAYA LOGISTIK	26,000 <sup>百万IDR</sup>	100% (100%)	物流事業

(注) 1. 議決権比率欄の ( ) 内は、間接所有割合で内数であります。

2. 議決権比率欄の [ ] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

### (4) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、ウィズコロナの下、各種政策の効果もあり、堅調な企業収益を背景とした設備投資や個人消費の持ち直しなど、景気が徐々に回復していくことが期待されております。一方、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクや物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響があり、先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

当社グループを取り巻く物流業界におきましては、物流業者として激動する時代のニーズに応えるためには、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題や人的資本等に関する情報のアンテナを高く掲げ、経営に取り入れていく所存でございます。

また、自然災害や感染症などのパンデミック、地政学的リスク等による環境の変化により社会全体の先行き不透明感が増しているなか、従業員の世代間の違いによる人生観や価値観の多様化が進んでいる状況下で、従業員が迷うことなく一致団結し、同じ方向に進むために、経営理念をリニューアルしました。新たな経営理念では“人を大切にしていきたい”との思いを込め、【和】から始まる広がりやを普遍的なものと位置付けて、当社の使命（MISSION）を“和を追求し、笑顔ある豊かな社会の実現に貢献します。”としました。この理念のもとに新たな伊

勢湾海運グループを築いていきたい所存でございます。

株主各位におかれましては、従来に増してご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループは、主に以下の事業を行っております。

- ・港湾運送事業
- ・倉庫業
- ・海上運送業
- ・陸上運送業
- ・通関業
- ・航空運送代理店業
- ・梱包業
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の運送並びに再生処理業

(6) **主要な事業所** (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

国内：	本社	名古屋市港区
	東京支店	東京都江東区
	大阪支店	大阪市西区
	東海支店	愛知県東海市
	豊橋支店	愛知県豊橋市
	富山支店	富山県射水市
	信越支店	長野県諏訪市
	セントレア事業所	愛知県常滑市
	金城事業所・空見事業所・稲永事業所・東名港事業所・東名港鋼材センター	〔以上名古屋市港区〕、
	西名港事業所・西四区梱包所・西部事業所	〔以上愛知県海部郡〕、
	弥富事業所・弥富梱包所	〔以上愛知県弥富市〕
海外：	大連事務所	〔中国〕

② 子会社

国内： 株式会社コクサイ物流 [名古屋市港区]  
 海外： ISEWAN EUROPE GmbH [ドイツ]  
 ISEWAN U.S.A. INC. [米国]  
 伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司 [中国]  
 ISEWAN (H.K.) LIMITED [中国]  
 ISEWAN (THAILAND) CO.,LTD. [タイ]  
 PT.ISEWAN INDONESIA [インドネシア]  
 伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司 [中国]  
 ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V. [メキシコ]  
 台湾伊勢湾股份有限公司 [台湾]  
 PT.IS JAYA LOGISTIK [インドネシア]

(7) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,254名	5名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
752名	5名増	42.3歳	18.4年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 27,487,054株
- ③ 株主数 3,148名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
五 洋 海 運 株 式 会 社	6,112千株	23.57%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	1,368	5.28
伊 勢 湾 陸 運 株 式 会 社	1,153	4.44
伊 勢 湾 海 運 取 引 先 持 株 会	1,143	4.40
伊 勢 湾 海 運 従 業 員 持 株 会	972	3.75
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	970	3.74
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 常任代理人 株式会社日本カストディ銀行	957	3.69
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	679	2.62
株 式 会 社 ノ リ タ ケ カ ン パ ニ ー リ ミ テ ド	561	2.16
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	460	1.77

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,563,231株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 見 昌 伸	伊勢湾(上海)国際貨運代理有限公司 董事長
代表取締役専務	森 光 男	港運事業・国際事業・輸入事業・ 海運事業・航空事業・倉庫管理部、 東京・大阪・富山・信越支店統括、海外統括室長 ISEWAN EUROPE GmbH 取締役社長 台灣伊勢湾股份有限公司 董事長
代表取締役専務	高 橋 昭 彦	総務・経理・現業管理部、内部統制・AEO管理室統括
専務取締役	堀 崎 健 治	日本製鉄事業・鉄鋼事業部、東海支店統括
専務取締役	松 波 雄 治	国際事業・航空事業・港運事業・倉庫管理部副統括
常務取締役	角 重 人	海運事業部副統括
常務取締役	清 瀬 一 義	鉄鋼事業部副統括
常務取締役	松 岡 智 明	日本製鉄事業部副統括、東海支店長
常務取締役	カール・エバンス	アメリカ、メキシコ統括 ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V. 取締役社長 ISEWAN U.S.A.INC. 社長
取 締 役	岡 松 保 樹	現業管理部管掌
取 締 役	浅 野 清	航空事業部、インドネシア、タイ管掌 海外統括室長補佐 PT.ISEWAN INDONESIA 取締役社長
取 締 役	伊 藤 大	港運事業部第一部管掌
取 締 役	松 岡 憲 生	東京支店長、信越支店管掌
取 締 役	酒 井 昭 博	輸入事業部、中国ブロック管掌 伊勢湾(広州)国際貨運代理有限公司 董事長 ISEWAN (H.K.) LIMITED 董事長
取 締 役	西 部 公 人	港運事業部第二部、台湾、欧州ブロック管掌
取 締 役	富 田 英 治	一般財団法人国際臨海開発研究センター 調査役
取 締 役	菅 野 孝 一	公益財団法人交通遺児等育成基金 専務理事

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	中 野 正 芳	
監 査 役	水 野 聡	弁 護 士
監 査 役	中 村 誠 一	公 認 会 計 士

- (注) 1. 取締役富田英治、菅野孝一の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役水野聡、中村誠一の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中村誠一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役富田英治、菅野孝一、監査役水野聡、中村誠一の4氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2023年4月1日より委任型執行役員制度の導入に伴い、取締役及び監査役は以下の体制となっております。

氏 名	会 社 に お け る 地 位
高 見 昌 伸	代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員
森 光 男	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員
高 橋 昭 彦	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員
松 波 雄 治	取 締 役 専 務 執 行 役 員
富 田 英 治	社 外 取 締 役
菅 野 孝 一	社 外 取 締 役
中 野 正 芳	常 勤 監 査 役
水 野 聡	社 外 監 査 役
中 村 誠 一	社 外 監 査 役

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堀崎健治	2023年3月31日	辞任	専務取締役 日本製鉄事業・鉄鋼事業部、 東海支店統括
角重人	2023年3月31日	辞任(※)	常務取締役 海運事業部副統括
清瀬一義	2023年3月31日	辞任(※)	常務取締役 鉄鋼事業部副統括
松岡智明	2023年3月31日	辞任(※)	常務取締役 日本製鉄事業部副統括、東海支店長
カール・エバンス	2023年3月31日	辞任(※)	常務取締役 アメリカ、メキシコ統括 ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V. 取締役社長 ISEWAN U.S.A.INC. 社長
岡松保樹	2023年3月31日	辞任(※)	取締役 現業管理部管掌
浅野清	2023年3月31日	辞任(※)	取締役 航空事業部、インドネシア、タイ管掌 海外統括室長補佐 PT.ISEWAN INDONESIA 取締役 社長
伊藤大	2023年3月31日	辞任(※)	取締役 港運事業部第一部管掌
松岡憲生	2023年3月31日	辞任(※)	取締役 東京支店長、信越支店管掌
酒井昭博	2023年3月31日	辞任(※)	取締役 輸入事業部、中国ブロック管掌 伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司 董事長 ISEWAN (H.K.) LIMITED 董事長
西部公人	2023年3月31日	辞任(※)	取締役 港運事業部第二部、台湾、 欧州ブロック管掌

※委任型執行役員制度の導入に伴う取締役の辞任となります。



③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し答申を受けております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績、企業価値向上への貢献意欲等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例及び原則年3回の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。委任を受けた代表取締役社長は、報酬の決定に際して、委任された権限が適切に行使されるように、指名報酬委員会に原案を諮問して答申を得るものとしております。

#### 2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	729 (17)	729 (17)	—	—	17 (2)
監査役 (うち社外監査役)	59 (16)	59 (16)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	788 (34)	788 (34)	—	—	20 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において年額8億円以内(うち社外取締役2千万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名(うち社外取締役2名)です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において年額6千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
3. 取締役会は、代表取締役社長高見昌伸氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役についての評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

#### ⑥ 社外役員に関する事項

##### 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役富田英治氏は、一般財団法人国際臨海開発研究センター調査役であります。

取締役菅野孝一氏は、公益財団法人交通遺児等育成基金専務理事であります。

監査役水野聡氏は、みずの総合法律事務所の所長であります。

監査役中村誠一氏は、公認会計士中村誠一事務所の所長であります。

当社と各社外取締役及び各社外監査役の兼職先との間には特別な関係はありません。

## 2) 当事業年度における主な活動状況

役 職 及 び 氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 富 田 英 治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、指名報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席いたしました。運輸行政において港湾・航路の整備等、経歴を通じて培った港湾における戦略的な展開について、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の経営全般に関して専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 菅 野 孝 一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、指名報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席いたしました。運輸行政において主に企画・政策に携わり、経歴を通じて培った物流政策における継続的な推進において、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の経営全般に関して専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 水 野 聡	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士として特に労働法・会社法における専門知識・経験等を有しており、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 中 村 誠 一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。財務、会計における豊富な知見や公認会計士として専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ  
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社海外子会社ISEWAN EUROPE GmbHについては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。コンプライアンス規程第5条に役員及び従業員の義務を定め、この遵守を図り、また、社内イントラネットの掲示板においてコンプライアンスガイドブックを取締役及び従業員に対し掲示し、周知徹底を図ることとする。
  - 2) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに通報窓口へ報告するものとし、通報処理責任者は速やかに常勤監査役に報告するものとする。
  - 3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、公益通報者保護規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を目的とする。
  - 4) 監査役は当社の法令遵守体制及び公益通報者保護規程の運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
  - 5) 内部監査を担当する部署として「内部監査室」を設置し、監査方針・監査計画・監査内容を定期的に取締役会並びに監査役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理（廃棄を含む）することとし、法令及びその他関連規程に基づき保管期間を設け閲覧可能な状態を維持することとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスクマネジメント体制を構築している。不測の事態が発生した場合には同規程の定めにより設置している委員長、副委員長及び委員で構成するリスクマネジメント委員会が、関連委員会及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームと連携し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

- 2) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下ア)からサ)のリスクを認識し、リスクマネジメント委員会がその把握と管理を行うこととする。
- ア) 会社の過失により取引先及び顧客に多大なる損害を与えたとき
  - イ) 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
  - ウ) 重大な労働災害を発生させたとき
  - エ) 営業上きわめて重要な情報が外部に流失、漏洩したとき
  - オ) 重要な取引先が倒産したとき
  - カ) コンピュータ障害により営業上多大なる損害を顧客に与えたとき
  - キ) 不慮の事件・事故により相当数の従業員の生命又は健康が危機にさらされたとき
  - ク) 経営幹部が誘拐又は殺害されたとき
  - ケ) 株式が買い占められたとき
  - コ) 不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき
  - サ) その他会社の存続に関わる重大な事案が発生したとき
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営層によって議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。
  - 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、執行者あるいは執行部署を任命するものとする。
- ⑤ 当社及び子会社等（以下、併せて「グループ会社」という）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ会社における業務の適正を確保するための、グループ各社に内部統制責任者及び内部統制リーダーを置き、「内部統制室」と連携して、グループ全体の内部統制システムの整備及び維持を図ることとする。
  - 2) グループ会社の職務の適法性、企業倫理性及び財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室が定期又は必要ときに内部監査を実施することとする。
  - 3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制  
当社は、関係会社管理規程に従い、子会社が重要事項を行うときは関係書類の提出を求め、取締役会に報告することになっている。また、子会社の経営内容を把握するために、決算関係書類等の提出を求めることとしている。  
なお、海外子会社については、月次の「業務報告書」を社長及び常勤監査役に提出するものとする。



4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その体制

当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社が重要事項を行うときは取締役会に報告することになっている。また、グループ会社の事業及び業務の遂行を阻害する行為が子会社等にあると認めるときはリスクマネジメント規程に従い必要な措置を講じることが可能な体制としている。

5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の社長、取締役、ジェネラルマネジャー等は、当社の管理職以上の者が兼務し、当社の意思決定及び意思疎通が図られている。また、関係会社管理規程にある重要事項以外に関する決裁権限を委任することで意思決定の迅速化を図っている。

6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社は、共通の経営理念を持ち、全従業員の意識向上の啓蒙を図っている。また、コンプライアンスガイドブックにより、法令遵守の周知を図っている。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）に関する事項

監査役の職務を補助する者として監査役スタッフを配置するものとする。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの独立性を確保するため、監査役スタッフの任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得ることとする。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役スタッフに関し、監査役の職務を補助するに際しての監査役スタッフへの指揮命令権は各監査役に属するものとする。

⑨ 当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べるができることとする。

当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が、監査役に報告すべき事項及び時期については、法定の事項に加え当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

- ⑩ 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役からの報告の求めに従った監査役への報告者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを禁止している。また、取締役及び使用人が公益通報者保護規程に基づき自主的に常勤監査役へ報告した際も、不利益な取扱いがなされることを禁じている。

- ⑪ 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と連携を強化し、監査の実効性を図ることとする。また、監査役及び監査役会は代表取締役、会計監査人と定期的に会合を持ち意思の疎通を図ることとする。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの活動を助長するような行為は行わない。また、これら勢力及び団体とトラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう旨を定めている。

また、反社会的勢力排除に向けて、下記の体制を整備・運用することとする。

- 1) 反社会的勢力対応の所管部署を総務部とし、社内対応における緊急報告・連絡体制の確立
- 2) 弁護士、警察、暴力追放対策機関との連携体制の確保
- 3) 所管警察署の指導協力を得て社員に対する教育・啓蒙の実施

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスについて

当社の役員及び従業員はコンプライアンスガイドブックを社内イントラネットの掲示板にいつでも閲覧できる環境下であり、実務幹部会で定期的にコンプライアンスに関する啓発活動を行っている。また、コンプライアンスへの理解を深めるための教育及び研修を行い、法令及び定款を遵守するため継続的な取組に努めている。

- ② 取締役の職務の執行について

取締役会を13回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っている。



③ 子会社における業務の適正の管理について

当社の取締役、執行役員及び管理職以上の者が子会社各社の役員を兼務しており、子会社取締役の職務執行を監督し、当社と子会社間において共通認識のもと経営を進めている。また、海外子会社については、毎月「業務報告書」を提出させ、経営内容等の把握に努めている。

④ 監査役の職務の執行について

監査役会を14回開催し、監査方針及び監査計画の決定や職務の執行状況の報告を行うとともに、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査している。また、監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と4回会合を開き定期的に意見交換を行い、意思疎通を図っている。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>27,702,869</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,541,478</b>
現金及び預金	15,358,306	買掛金	4,374,720
受取手形	197,490	短期借入金	66,396
売掛金	9,240,132	1年内返済予定の長期借入金	20,811
契約資産	221,259	リース債務	230,095
その他	2,699,044	未払法人税等	1,254,119
貸倒引当金	△13,363	賞与引当金	958,457
		その他	1,636,878
<b>固 定 資 産</b>	<b>27,043,585</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,761,135</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>20,480,977</b>	長期借入金	160,833
建物及び構築物	5,823,184	リース債務	634,124
機械装置及び運搬具	827,153	退職給付に係る負債	3,630,356
土地	12,849,497	資産除去債務	193,158
リース資産	159,337	その他	142,662
建設仮勘定	1,034		
その他	820,771	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,302,614</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>83,237</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	83,237	<b>株 主 資 本</b>	<b>38,345,455</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>6,479,370</b>	資本金	2,046,941
投資有価証券	4,510,176	資本剰余金	1,464,060
出資金	1,760	利益剰余金	36,053,092
長期貸付金	340,238	自己株式	△1,218,638
繰延税金資産	1,038,153	その他の包括利益累計額	1,635,851
その他	618,565	その他有価証券評価差額金	1,422,543
貸倒引当金	△29,523	為替換算調整勘定	158,817
		退職給付に係る調整累計額	54,490
<b>資 産 合 計</b>	<b>54,746,455</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>1,462,533</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>41,443,840</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>54,746,455</b>

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	69,994,167
売上	55,265,074
販売費及び一般管理費	14,729,093
営業外収益	8,874,014
営業外収益	5,855,078
受取配当金	52,707
受取配当金	126,307
受取配当金	320,270
受取配当金	29,787
受取配当金	105,441
受取配当金	129,579
受取配当金	764,094
受取配当金	18,212
受取配当金	3,367
受取配当金	1,297
受取配当金	22,877
受取配当金	6,596,295
受取配当金	5,216
受取配当金	11,342
受取配当金	16,559
受取配当金	37
受取配当金	31,556
受取配当金	31,594
税金等調整前当期純利益	6,581,260
法人税、住民税及び事業税	2,055,424
法人税等調整額	△25,338
当期純利益	4,551,173
非支配株主に帰属する当期純利益	309,367
親会社株主に帰属する当期純利益	4,241,806

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,046,941	1,464,060	32,381,611	△1,218,535	34,674,077	1,106,889	△30,754	171,205	1,247,340	1,191,883	37,113,301
連結会計年度中の変動額											
剰 余 金 の 配 当			△570,325		△570,325						△570,325
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,241,806		4,241,806						4,241,806
自 己 株 式 の 取 得				△103	△103						△103
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 ( 純 額 )						315,654	189,572	△116,715	388,511	270,649	659,161
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,671,480	△103	3,671,377	315,654	189,572	△116,715	388,511	270,649	4,330,538
当 期 末 残 高	2,046,941	1,464,060	36,053,092	△1,218,638	38,345,455	1,422,543	158,817	54,490	1,635,851	1,462,533	41,443,840

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>19,917,414</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,256,715</b>
現金及び預金	9,453,633	買掛金	4,013,773
受取手形	180,127	リース債務	27,586
売掛金	7,748,847	未払金	438,329
契約資産	194,917	未払費用	289,511
前払費用	872,588	未払法人税等	1,072,719
その他の	1,468,833	預り金	311,561
貸倒引当金	△1,534	賞与引当金	860,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>26,918,606</b>	その他の	243,231
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>14,664,677</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,740,931</b>
建物	3,802,959	リース債務	51,162
構築物	202,689	長期未払金	89,645
機械及び装置	421,478	退職給付引当金	3,405,760
車両運搬具	142,138	資産除去債務	193,158
器具備品	106,460	その他の	1,204
土地	9,920,038	<b>負 債 合 計</b>	<b>10,997,646</b>
リース資産	67,879	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	1,034	<b>株 主 資 本</b>	<b>34,452,410</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>77,509</b>	資本金	2,046,941
その他の	77,509	資本剰余金	1,374,676
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>12,176,419</b>	資本準備金	1,374,650
投資有価証券	4,002,621	その他資本剰余金	25
関係会社株式	3,770,944	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>31,840,162</b>
出資金	1,360	利益準備金	511,735
関係会社出資金	583,231	その他利益剰余金	31,328,427
長期貸付金	315,588	固定資産圧縮積立金	504,896
関係会社長期貸付金	2,714,000	別途積立金	24,360,000
破産更生債権等	7,155	繰越利益剰余金	6,463,531
長期前払費用	17,908	<b>自 己 株 式</b>	<b>△809,369</b>
繰延税金資産	985,054	評価・換算差額等	1,385,963
保証金	377,783	その他有価証券評価差額金	1,385,963
会員権	102,700	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>35,838,374</b>
貸倒引当金	△701,930	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>46,836,020</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>46,836,020</b>		

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	59,666,545
売上原価	49,337,247
売上総利益	10,329,298
販売費及び一般管理費	6,359,323
営業利益	3,969,974
営業外収益	
受取利息	44,793
受取配当金	257,769
受取替差益	84,180
受取賃料	130,209
その他	102,168
営業外費用	
支払利息	2,677
減価償却費	3,367
その他	0
営業外常利	6,045
特別利益	4,583,050
固定資産売却益	4,042
投資有価証券売却益	11,342
特別損失	
固定資産売却損	36
固定資産除却損	31,556
税引前当期純利益	4,566,843
法人税、住民税及び事業税	1,483,000
法人税等調整額	△38,281
当期純利益	3,122,125

# 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										評 価 ・ 算 差 額 等	純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金		
		資 本 準備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準備 金	固 定 資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	535,649	23,560,000	4,680,978	29,288,363	△809,266	31,900,714	1,079,363	32,980,078
事 業 年 度 中 の 変 動 額													
固 定 資産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△30,753		30,753	-		-		-
別 途 積 立 金 の 積 立							800,000	△800,000	-		-		-
剰 余 金 の 配 当								△570,325	△570,325		△570,325		△570,325
当 期 純 利 益								3,122,125	3,122,125		3,122,125		3,122,125
自 己 株 式 の 取 得										△103	△103		△103
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)												306,599	306,599
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△30,753	800,000	1,782,552	2,551,799	△103	2,551,696	306,599	2,858,296
当 期 末 残 高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	504,896	24,360,000	6,463,531	31,840,162	△809,369	34,452,410	1,385,963	35,838,374

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

伊勢湾海運株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今 泉 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増 見 彰 則

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊勢湾海運株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊勢湾海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

伊勢湾海運株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今 泉 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増 見 彰 則

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊勢湾海運株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

伊勢湾海運株式会社 監査役会  
常勤監査役 中野正芳 ⑩  
社外監査役 水野 聡 ⑩  
社外監査役 中村 誠 一 ⑩

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市港区入船一丁目7番40号  
伊勢湾海運株式会社 本社2階 アミティホール  
電話 052-661-5181



- ◎ 交通機関 地下鉄 名港線「名古屋港」2番出口前
- ◎ 駐車場の数に限りがありますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。